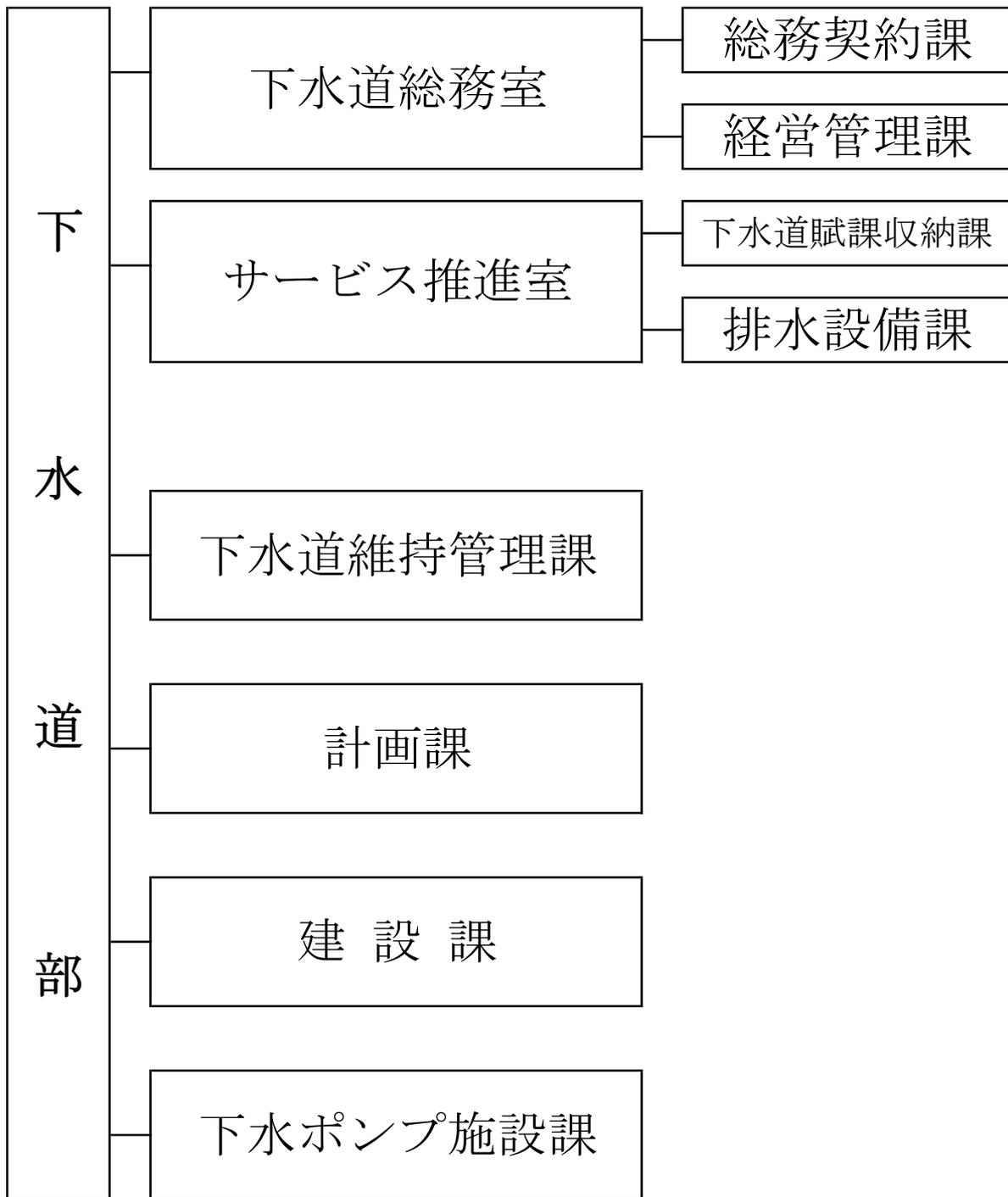


第7章

職制・機構

第7章 職制・機構

1. 下水道部の機構図



2. 事務分掌

下水道総務室

総務契約課

- (1) 秘書事務に関する事。
- (2) 議会に関する事。
- (3) 広報及び広聴に関する事。
- (4) 文書及び物品の收受、発送及び保存に関する事。
- (5) 公印及び文書の管理に関する事。
- (6) 告示及び公告に関する事。
- (7) 管理規程の制定及び改廃の審査に関する事。
- (8) 訴訟、裁判上の和解、民事上の調停及び重要な不服申立ての総括に関する事。
- (9) 自動車（原動機付自転車及び自転車を含む。）の集中管理、事故処理及び損害保険に関する事。
- (10) 給与制度その他労働条件及び労働組合に関する事。
- (11) 職員の健康管理及び労働安全衛生に関する事。
- (12) 公務災害補償に関する事。
- (13) 職員の任免、分限、懲戒、服務、表彰その他身分に関する事。
- (14) 職員の人事記録の管理に関する事。
- (15) 職員の人事評価に関する事。
- (16) 職員の研修及び人材育成に関する事。
- (17) 職員の給与の支給に関する事。
- (18) 退職手当、恩給及び年金の支給に関する事。
- (19) 出張旅費の支給に関する事。
- (20) 所得税及び住民税の源泉徴収及び納付に関する事。
- (21) 職員の厚生福利に関する事。
- (22) 物品の購入及び修繕並びに製造の請負の契約に関する事。
- (23) 工事請負契約に関する事。
- (24) 建設工事に係る設計業務委託に関する事。
- (25) 争入札審査委員会に関する事。
- (26) 工事の設計及び設計変更の審査に関する事。
- (27) 工事前購入資材の検査に関する事。
- (28) 工事の検査に関する事。
- (29) 工事及び施設補修の執行の監理の審査に関する事。
- (30) 所管に係る購入物品の検査に関する事。
- (31) 庁内ネットワークに係るOA機器の管理及び運用に関する事。
- (32) 下水道事業に係る協会等との連絡調整に関する事。
- (33) 他の室及び課の主管に属しない事。

下水道総務室

経営管理課

- (1) 財政計画及び資金計画に関する事。
- (2) 予算原案、財務諸表及び決算書の作成に関する事。
- (3) 執行計画及び配当に関する事。
- (4) 企業債及び一時借入金に関する事。
- (5) 業務及び計理状況の報告に関する事。
- (6) 消費税の申告及び納付に関する事。
- (7) 収入及び支出の事務審査に関する事。
- (8) 現金及び有価証券の出納及び保管に関する事。
- (9) 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に関する事。
- (10) 所管に係る購入物品の検査に関する事。

サービス推進室

下水道賦課収納課

- (1) 公共下水道受益者負担金(以下この課の事務分掌において「負担金」という。)に係る計画及び調整に関すること。
- (2) 水洗便所改造資金貸付金(以下この課の事務分掌において「貸付金」という。)の決定及び交付に関すること。
- (3) 負担金及び下水道使用料(以下この課の事務分掌において「使用料」という。)に係る審査請求並びに貸付金に係る異議申立ての処理に関すること。
- (4) 使用料に係る計画及び調整に関すること。
- (5) 負担金及び使用料制度の啓発に関すること。
- (6) 供用開始による実態調査に関すること。
- (7) 負担金及び使用料の賦課及び調定に関すること。
- (8) 負担金、使用料及び貸付金の償還金の徴収に関すること。
- (9) 負担金、使用料及び貸付金の償還金の督促及び催告に関すること。
- (10) 負担金、使用料及び貸付金の償還金の有価証券による納付の受託及びその証券の取立ての再委託に関すること。
- (11) 負担金、使用料及び貸付金の償還金の繰入徴収、滞納処分及び交付要求に関すること。
- (12) 負担金、使用料及び貸付金の償還金の滞納処分の停止及び不納欠損処分に関すること。
- (13) 納付組合に関すること。
- (14) 負担金、使用料及び貸付金の償還金の収入整理並びに下水道事業会計に係る歳入集計に関すること。
- (15) 負担金、使用料及び貸付金の償還金の過誤納金の還付及び充当に関すること。
- (16) 負担金の納期前納付に対する報奨金の交付に関すること。
- (17) 負担金、使用料及び貸付金の償還金の附帯金並びに負担金の前納金の調定に関すること。
- (18) 負担金及び使用料の納入証明並びに貸付金の償還証明に関すること。
- (19) 所管に係る購入物品の検査に関すること。
- (20) 他の課の主管に属しないこと。

サービス推進室

排水設備課

- (1) 供用及び処理開始地区の未水洗家屋実態調査に関すること。
- (2) 水洗化の勧奨及び水洗化阻害事由の解消に関すること。
- (3) 水洗化に係る広報広聴及び苦情相談に関すること。
- (4) 水洗化に係る関係課との調整に関すること。
- (5) 水洗便所の改造に係る貸付金の審査に関すること。
- (6) 水洗化工事助成に関すること。
- (7) 排水設備(処理区域外のものを含む。)の新設等に係る指導及び検査に関すること。
- (8) 指定工事業者及び責任技術者に関すること。
- (9) 開発行為等に係る下水道施設の協議に関すること。
- (10) その他水洗化に関すること。
- (11) 所管に係る購入物品の検査に関すること。
- (12) 下水道法に基づく特定施設の設置等の届出及び東大阪市下水道条例(昭和42年東大阪市条例第63号)に基づく排水設備等の計画の確認(除害施設の設置等に係るものに限る。)に関すること。
- (13) 公共下水道区域内における工場排水及び事業場排水の規制並びに除害施設の指導に関すること。
- (14) 公共下水道区域内における下水の水量及び水質の調査に関すること。

下水道維持管理課

- (1) 下水道台帳の整備に関する事。
- (2) 下水道の供用及び処理開始に関する事。
- (3) 下水道施設の管理及び調査に関する事。
- (4) 開発行為等に伴う下水道施設の引継ぎに関する事。
- (5) 下水道施設の継続占用の申請等に関する事。
- (6) 下水道敷の明示及び占用に関する事。
- (7) 下水道敷の維持管理に関する事。
- (8) 下水道敷の公用廃止に関する事。
- (9) 下水道事業に係る不動産の登記に関する事。
- (10) 所管に係る購入物品の検査に関する事。
- (11) 下水道施設の維持補修に関する事。

計画課

- (1) 下水道の企画並びに計画の策定及び調査に関する事。
- (2) 下水道の計画決定及び事業認可に関する事。
- (3) 流域下水道事業の連絡調整に関する事。
- (4) 公共下水道事業受益者負担金の賦課対象区域の設定に関する事。
- (5) 受託工事の決定に関する事。
- (6) 公共下水道事業に係る国、府等との連絡調整及び補助金の申請等に関する事。

建設課

- (1) 公共下水道工事の設計、施工及び監理に関する事。
- (2) 公共下水道工事の施工に係る関係機関との連絡調整に関する事。
- (3) 下水道の設計基準に関する事。
- (4) 公共下水道工事に係る移設補償に関する事。
- (5) 公共下水道工事の予算執行上の調整に関する事。

下水ポンプ施設課

- (1) 下水道ポンプ場（マンホールポンプ・一般ポンプ場等（受託）を含む。次号において同じ。）の運転操作及び維持管理の総括に関する事。
- (2) 下水道ポンプ場の新設改良に関する事。
- (3) 流域調節池（受託）・長瀬川水門（受託）の運転操作及び維持管理に関する事。
- (4) 下水道施設（プラント機械電気設備）の運転操作及び維持管理に関する事。
- (5) 所管に係る購入物品の検査に関する事。

3. 職員配置表

令和7年3月31日 現在

所属		事務職員	技術職員	合計
下水道部	総務契約課	7	3	10
	経営管理課	3	2	5
	下水道賦課収納課	6	1	7
	排水設備課	0	10	10
	計画課	0	5	5
	下水道維持管理課	0	13	13
	建設課	0	16	16
	下水ポンプ施設課	0	10	10
合計		16	60	76

※ 管理者・局長・再任用職員を除く。

4. 勤続年数別職員構成

令和7年3月31日 現在

勤続年数	区分	事務職員		技術職員		合計		
		男	女	男	女	男	女	計
1年～5年未満		0	0	6	0	6	0	6
5年～10年未満		4	1	11	2	15	3	18
10年～15年未満		3	0	13	2	16	2	18
15年～20年未満		1	1	3	0	4	1	5
20年～25年未満		2	1	5	1	7	2	9
25年～30年未満		2	1	8	1	10	2	12
30年～35年未満		0	0	3	0	3	0	3
35年以上		0	0	5	0	5	0	5
合計		12	4	54	6	66	10	76

※ 管理者・局長・再任用職員を除く。

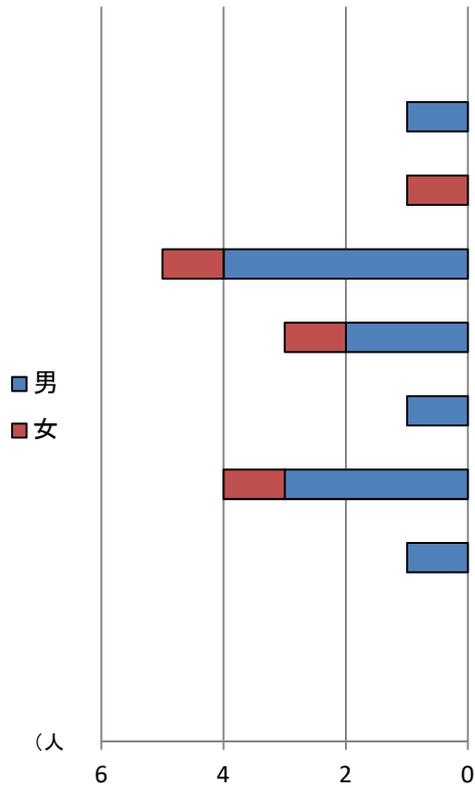
5. 年齢別職員構成

令和7年3月31日 現在

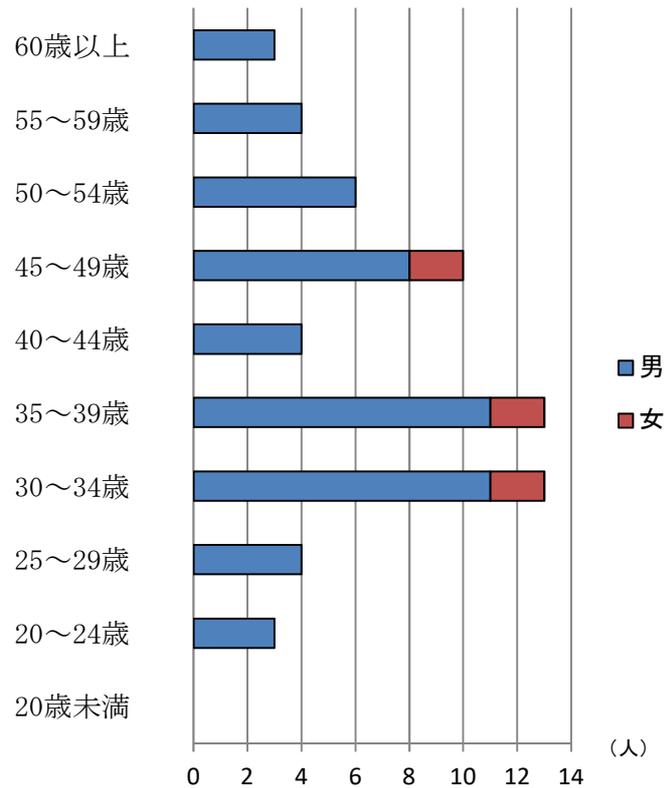
年齢	区分	事務職員		技術職員		合計		
		男	女	男	女	男	女	計
20歳未満		0	0	0	0	0	0	0
20～24歳		0	0	3	0	3	0	3
25～29歳		1	0	4	0	5	0	5
30～34歳		3	1	11	2	14	3	17
35～39歳		1	0	11	2	12	2	14
40～44歳		2	1	4	0	6	1	7
45～49歳		4	1	8	2	12	3	15
50～54歳		0	1	6	0	6	1	7
55～59歳		1	0	4	0	5	0	5
60歳以上		0	0	3	0	3	0	3
合計		12	4	54	6	66	10	76

※ 管理者・局長・再任用職員を除く。

事務職員



技術職員



下水道企業職員全体

